

○財務省告示第百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年三月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月五日
財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）
二 発行の根拠
平成二十二年に於ける財政運営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに
特別会計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項、第四十七条及び第六
十二条第一項
三 振替法の適用
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

各 申 込 みの うち 応募 額 を 順 次 割 り
込 募 限 度 の 範 囲 内 にお いて 各 申
込 募 限 度 の 範 囲 内 にお いて 各 申
込 募 限 度 の 範 囲 内 にお いて 各 申

六

イ 発

入 価 行
札 格 競
発 競 争
行 争 額

額 面 金 額 で 一 兆 七 十 二 億 円
う ち 平 成 二 十 二 年 度 にお ける
財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行
特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 十 一
項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
国 債 に つ い て は 一 千 七 百 十 万 円
百 三 十 八 億 九 千 七 百 十 万 円
特 別 計 画 規 定 に 基 づ き 発 行 し た
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

格 競 争 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 行 わ れ る 札 の 募 入 の 決 定 を し た
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ り 発 行 一 下 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 二 非 価 格 競 争 入 札
発 行 と い う。

ハ					七 イ 払 込 金					ハ					ロ															
特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 格 第 I	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 競	価 格 競 争	額	行 争 入 札 発 競	非 格 第 II	者 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 格 第 I	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場											
円	千				円	九	円	一		百	国	条	特		十	国	条	特	九	は	づ	法	七	つ	定	十	額	た		
五					百	二	兆	兆		五	債	の	別		六	債	の	会	千	、	き	第	十	い	に	五	で	利		
百					十	四	百	百		十	に	規	計		億	に	定	計	三	額	発	十	て	基	万	四	付	国		
七					億	億	六	六		億	い	に	に		円	て	基	関	百	面	行	十	は	、	、	、	三	債	に	
十					八	千	九	九		、	、	、	、		、	、	、	、	五	額	付	千	、	、	、	、	、	、	、	、
億					千	八	億	億		額	額	額	額		額	面	き	る	万	二	付	千	、	、	、	、	、	、	、	、
千					八	百	三	千		面	金	額	額		千	百	額	発	法	二	国	項	第	一	百	金	し	第	十	億
二					百	五	千	七		金	額	で	し		七	に	行	律	第	十	に	の	五	十	額	た	四	十	は	
百					十	二	百	十		で	た	た	第		十	に	し	第	四	七	つ	規	十	万	千	二	付	七	、	
二					五	十	七	十		千	利	利	十		八	に	付	行	十	八	い	定	万	円	、	、	、	、	、	、
十					十	二	万	五		五	付	付	七		億	付	七	第	十	億	て	基	同	百	に	規	六	金		
三					万					五	付	付	七		億	付	七	第	十	億	て	基	同	百	に	規	六	金		
万										五	付	付	七		億	付	七	第	十	億	て	基	同	百	に	規	六	金		

十 十 十
八 七 六

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

日 額 平 日 毎
本 面 成 利 年
銀 金 四 子 三
行 額 十 支 月
百 三 支 二
円 年 払 十
に 三 日 日
つ 月 以 及
き 二 前 び
百 十 六 九
円 日 月 月
に 間 支 十
お 属 払 日
す す 期 日
お

十 五

後 第
の 二
利 期
子 以

日 毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

規 下 は 期 た 期 平
定 、 、 が 金 と 成
す 次 、 そ の 銀 額 し 二
る 号 其 の 行 を を 十
期 及 翌 休 支 次 三
日 第 業 業 払 算 年
に 十 日 に 日 九 月
お 六 支 支 十 月 二
い 十 払 払 日 十 日
て 日 日 日 日 日 日
同 間 日 日 日 日 日 日
じ 間 日 日 日 日 日 日
。 間 日 日 日 日 日 日
。 間 日 日 日 日 日 日
。

十 四

初 期
利 子

控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
除 税 外 し は 者 に 額 金 に の 座 も 係 発
す の 国 た は 者 に 額 金 に の 座 も 係 発
る 税 法 金 前 は 者 に 額 金 に の 座 も 係 発
こ 率 人 額 記 外 者 に 額 金 に の 座 も 係 発
と を が 適 該 算 法 取 当 二 金 前 記 録 口 座 簿 中 の
が 用 非 居 者 者 債 を 乗 じ ら 当 算 式
で 非 居 者 者 債 を 乗 じ ら 当 算 式
き 居 者 者 債 を 乗 じ ら 当 算 式
る 者 者 債 を 乗 じ ら 当 算 式
を 所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

(二)

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
三 か
年 ら
三 通
月 知
二 を
二 受
日 け
た
者